

○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則

平成25年 5 月22日

逗子市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成20年逗子市条例第12号）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(海水浴場開設期間)

第2条 海水浴場開設期間は、6月下旬から9月上旬までの間で市長が定める。

(海の家営業時間)

第3条 海の家の営業時間は、午後8時30分までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年度の海水浴場開設期間)

2 平成25年度の海水浴場開設期間は、6月28日から9月1日までとする。